

## 社会福祉法人志純会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を創ることによって、すべての職員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年2月1日～令和7年1月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し

<対策>

- 令和4年2月～ 就業規則や育児休業及び介護休業に関する規則の周知を図る。
- 令和4年2月～ 育児休業による代替職員の募集。
- 令和4年2月～ 育児休業後の短時間勤務制度や業務分担の軽減対策の実施。

目標2：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- 令和4年2月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和4年2月～ 年次有給休暇の取得の促進と時間単位年次有給休暇制度の活用促進を図る。